

# 沖縄若年者雇用促進奨励金 制度改正のご案内

沖縄若年者雇用促進奨励金が以下のとおり改正されます。  
また本改正は平成28年度の計画申請から適用されます。

## 改正：2年目の助成率が引き上げられます

沖縄若年者雇用促進奨励金の支給は原則1年間限りですが、労働者の定着の状況が特に優良な事業主（優良事業主）に対しては最大2年間支給します。

事業主区分	2年目の支給の助成率	
	現行	平成28年度計画申請から
中小企業	1 / 3 ⇒	1 / 2
中小企業以外の企業	1 / 4 ⇒	1 / 3

## 改正：優良事業主の定義が変わります

優良事業主の要件が以下のとおり、変更及び追加されます。以下のすべての要件を満たす事業主が優良事業主として認められます。

	平成28年度計画申請の優良事業主要件
要件1	当該事業所の常用労働者数について、初回支給申請期間の初日と比較してそこから1年経過後の支給申請期間の初日において、減少していないもの。
要件2 (変更)	沖縄奨励金対象者数について、初回支給申請期間の初日と比較してそこから1年経過後の支給申請期間の初日において、その減少割合が20%未満 <b>又は対象労働者の自己都合による離職者がいない又は1名以内であるもの。</b>
要件3 (新規要件)	以下の①～③の要件を満たす支給対象労働者を3分の2以上雇用していること。 ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 ② フルタイム勤務であること。 ③ 通常の労働者と同一の賃金制度を適用していること。

※ 沖縄若年者雇用促進奨励金の概要については裏面をご覧ください

# 沖縄若年者雇用促進奨励金の概要

## 概要

沖縄県の雇用失業情勢を改善するため、**沖縄県の区域内（沖縄県内）において300万円以上の設備投資（設置・整備）**を行い、当該事業所において**沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者（以下、若年求職者）を3人以上**、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して沖縄若年者雇用促進奨励金を支給します。

## 奨励金支給対象期間・支給額

### ○支給対象期間

原則1年間の支給、優良事業主に該当する場合のみ**最大で2年間**

### ○支給額

奨励金の支給額は雇い入れた若年求職者へ支給対象期間中に支払われた賃金に相当する額（※1）に対し、以下の助成率を乗じて算定されます（※2）

事業主区分	助成率	
	第1期・第2期（1年目※3）	第3期・第4期（2年目※3）
中小企業	1 / 3	1 / 2
中小企業以外の企業	1 / 4	1 / 3

（※1 労働保険確定保険料により事業所の平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じた額）

（※2 算定額が実際に支払われた賃金を下回る場合などは上記とは異なる算定を行う場合があります）

（※3 支給対象期間を第1期～第4期の6ヶ月ごとに区切り、それぞれの期間ごとに支給を行います。）

## 雇い入れの注意点

**以下に該当する労働者は奨励金支給の対象とならないためご注意ください**

- ① **雇い入れ日の時点**で35歳以上である。  
（応募時点で35歳未満でも、雇い入れ日までに35歳を迎えた場合）
- ② 就職により沖縄県に居住することになる県外からの就職者である。  
（原則、**応募時点で**沖縄県内に居住していることが必要になります）
- ③ 縁故採用  
（**一般公募による採用**であることが必要です。）

※これらの他にも支給の対象とならない要件があります。詳しくはお尋ねください。

## その他

その他、沖縄若年者雇用促進奨励金制度の詳細について、

（支給の要件、支給額支給申請の方法など、ご不明な点がございましたら、最寄りの**ハローワーク**（公共職業安定所）におたずねください